

平成 25 年 6 月 25 日

株主各位

山口県宇部市大字小串 1985 番地
宇部マテリアルズ株式会社
取締役社長 安部研一

株式交換に伴う当社株式のお取扱いについて

当社は、本日開催の当社第 16 回定時株主総会において、平成 25 年 8 月 1 日（木）を効力発生日として、宇部興産株式会社（以下、「宇部興産」といいます。）を当社の完全親会社とする株式交換を決議いたしました。

つきましては、当社株主の皆様におかれましては、ご所有の当社株式と引き換えに宇部興産の株式を交付いたしますので、その取扱いにつきまして下記のとおりご案内申し上げます。

記

1. 宇部興産株式の割当方法

効力発生日の前日である「平成 25 年 7 月 31 日（水）」の最終の当社株主名簿に記載または記録された宇部興産を除く株主の皆様に対し、平成 25 年 8 月 1 日（木）付けで、**ご所有の当社株式 1 株につき、宇部興産の株式 1.4 株を割当て交付いたします。**

なお、この株式交換にあたり、**株主の皆様の特段のお手続きをいただく必要はございません。**

（ご参考. 1）

現在ご所有の当社株式に、宇部興産の株式がどのように割り当てられるかについては、次の例をご参照下さい。

【例 1】 5,000 株をご所有の場合

割当比率の 1.4 を乗じた 7,000 株が割り当てられます。

【例 2】 1,000 株をご所有の場合

割当比率の 1.4 を乗じた 1,400 株が割り当てられます。

→宇部興産の株式は 1 単元（売買単位）が 1,000 株であり、1,000 株に満たない単元未満株式については証券取引所での売買ができませんが、宇部興産に対して自己の保有する単元未満株式とあわせて 1 単元となるよう宇部興産株式を買増しする請求や、単元未満株式の買取請求が可能です。詳しくはお取引の証券会社にご相談下さい。

【例 3】 543 株をご所有の場合

割当比率の 1.4 を乗じた株数は 760.2 株となりますが、

この場合は整数部分の 760 株が割り当てられます。

→端数部分の 0.2 株につきましては、宇部興産が端数株式を取りまとめたうえで一括処分し、その端数に応じて処分代金をお支払いいたします。

2. <割当後の宇部興産株式が1株以上の方>

宇部興産株式の割当結果のご案内

株式交換の結果、当社株式と引き換えに割り当てられた宇部興産の株式につきましては、平成 25 年 8 月 1 日（木）にお取引の口座管理機関（証券会社等）の口座に記録されます。

また、割当結果につきましては、宇部興産から平成 25 年 9 月上旬に発送予定の「株式交換手続完了のお知らせ」にてご案内させていただく予定です。

3. <割当後の宇部興産株式に端数（1株未満）が生じる方>

端数株式処分代金のお取扱いについて

宇部興産の株式を割り当てた結果、1株未満の端数が生じた場合は、法定の手続きにより一括処分し、各株主様の端数に応じて代金をお支払いいたします。

端数株式処分代金のお支払方法

- ① 配当金の口座振込のご指定がない株主様におかれましては、お届出のご住所宛に平成 25 年 9 月下旬（予定）に「端数株式処分代金領収証」を宇部興産よりご送付申し上げます。
- ② 配当金の受取方法を「株式数比例配分方式」にされている株主様におかれましては、端数株式処分代金をお振込することができませんので、①と同様に「端数株式処分代金領収証」により、お受け取りくださいますようお願い申し上げます。
- ③ 配当金の受取方法を「株式数比例配分方式」以外の配当金口座振込にされている株主様におかれましては、当該口座に端数株式処分代金を平成 25 年 9 月下旬（予定）にお振込いたします。

4. <割当後の宇部興産株式に単元未満株式（1,000株未満）が生じる方>

宇部興産株式の単元未満株式のお取扱いについて

宇部興産の株式は、1単元が1,000株となります。割当後の株式が999株までの場合は、証券取引所での売買ができないため、単元未満株式の買取・買増請求を行うこともできます。

割り当てられました宇部興産の単元未満株式の買取・買増請求は平成 25 年 8 月 1 日（木）より開始いたします。

なお、買取・買増請求のお手続きにつきまして、証券会社の口座にてご所有の単元未満株式は、お取引の証券会社にお問い合わせ下さい。また、特別口座にてご所有の単元未満株式は、特別口座の口座管理機関「三菱UFJ信託銀行株式会社」へお問い合わせ下さい。

5. 株式交換の日程と株式の流通について

株式の流通は次のとおりとなる予定です。

年 月 日	内 容	備 考
平成 25 年 7 月 26 日 (金)	当社株式の最終売買日	
平成 25 年 7 月 29 日 (月)	当社株式の上場廃止日	この日以降は当社株式の東京・福岡両証券取引所での売買はできません。
平成 25 年 7 月 31 日 (水)	割当基準日	効力発生日前日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様へ、宇部興産の株式が割り当てられます。
平成 25 年 8 月 1 日 (木)	株式交換の効力発生日	効力発生日より宇部興産の株主様となります。
	当社株式と引き換えに交付された宇部興産の株式の売買開始可能日	
平成 25 年 9 月上旬 (予定)	「株式交換手続完了のお知らせ」 発送	
平成 25 年 9 月下旬 (予定)	「端数株式処分代金領収証」 発送	端数株式が生じた株主様のみご案内いたします。

(ご参考. 2)

当社の単元未満株式の買取・買増請求期間について

当社の株式の1単元(売買単位)は1,000株です。従いまして、999株までの当社株式の売却、または、1単元になるよう買増を希望される場合は、当社へ単元未満株式の買取・買増請求を行うことができます。

ただし、**当社への単元未満株式の買取請求は平成25年7月25日(木)、買増請求は平成25年7月12日(金)が最終日になります**のでご注意ください。

また、買取・買増請求のお手続きにつきまして、証券会社の口座にてご所有の単元未満株式は、お取引の証券会社にお問い合わせ下さい。特別口座にてご所有の単元未満株式は、特別口座の口座管理機関「三菱UFJ信託銀行株式会社」へお問い合わせ下さい。

1. 当社の単元未満株式の買取請求

年 月 日	買取請求のお取扱い
平成 25 年 7 月 25 日 (木) まで	当社の「株式取扱規則」に基づきお取扱いいたします。
平成 25 年 7 月 26 日 (金) から 平成 25 年 7 月 31 日 (水) まで	<u>この期間は受付を停止させていただきます。</u>

2. 当社の単元未満株式の買増請求

年 月 日	買増請求のお取扱い
平成 25 年 7 月 12 日 (金) まで	当社の「株式取扱規則」に基づきお取扱いいたします。
平成 25 年 7 月 16 日 (火) から 平成 25 年 7 月 31 日 (水) まで	<u>この期間は受付を停止させていただきます。</u>

(注) 買取・買増請求の受付最終日は、証券会社等により異なる場合がございますので、詳しくはお取引の証券会社等にお問い合わせ下さい。

(ご参考. 3)

当社株式の配当金（支払開始日より3年以内の配当金に限る）をお受取りになっていない方へ

支払開始日より3年以内の未受領の配当金につきましては、お受取りいただくことができます。お手持ちの「配当金領収証」に必要事項を記入および押印のうえ、下記の株主名簿管理人「三菱UFJ信託銀行株式会社」にご送付下さい。

「配当金領収証」を紛失された場合は、下記の株主名簿管理人「三菱UFJ信託銀行株式会社」にご連絡下さい。お手続き書類を郵送いたします。

なお、本株式交換の効力発生日（平成25年8月1日）以降も、引き続きお手続きいただくことができますが、配当金領収証等の裏面記載の期日までにお受取りになりませんと、当社定款の規定によりお支払いできないこととなりますので、ご注意下さい。

その他、ご不明な点がございましたら、以下の連絡先までお問い合わせ下さい。

連絡先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号

TEL 0120-232-711（通話料無料）（受付時間：土・日・祝祭日等を除く平日9:00～17:00）

以上